

# 水島港港湾計画書

— 一部変更 —

平成24年7月

水島港港湾管理者  
岡山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成18年5月 岡山県地方港湾審議会
- ・ 平成18年7月 交通政策審議会第18回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成22年1月 岡山県地方港湾審議会
- ・ 平成22年3月 交通政策審議会第37回港湾分科会

の議を経た水島港の港湾計画の一部を変更するものである。

## 目 次

変 更 理 由 .....	1
1 専用埠頭計画 .....	2
2 水域施設計画 .....	3
3 効率的な運営を特に促進する区域（港湾運営会社） .....	4

## 変更理由

- 1 大型船舶を活用した効率的なバルク貨物輸送の実現を図るため、水島地区において、専用埠頭計画及び水域施設計画を変更する。
- 2 民間の能力を活用し、港湾の一体的かつ効率的な運営の促進を図るため、玉島地区において、効率的な運営を特に促進する区域を計画する。

## 1 専用埠頭計画

米穀類等の外貿貨物を取り扱うため、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

水島地区

水深14m ドルフィン2バース (専用) [新規計画]

## 2 水域施設計画

係留施設計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

### [水域施設計画]

#### 1) 航路

水島地区 水島東航路 水深14m 幅員250m

[既設の変更計画]

( 既設  
水島東航路 水深12m 幅員250m )

#### 2) 泊地

水島地区 水深14m 面積24ha [新規計画]

#### 3) 航路・泊地

水島地区 水深14m 面積52ha [新規計画]

### 3 効率的な運営を特に促進する区域（港湾運営会社）

コンテナ船等により運送される貨物を取扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第6項の規定に基づく港湾運営会社による)

[効率的な運営を特に促進する区域（港湾運営会社）]

玉島地区

(玉島ハーバーアイランド6号埠頭)

水深12m 岸壁1バース 延長240m (工事中) [既設] KC13C

水深10m 岸壁2バース 延長340m [既設] KC11C、KC12C

埠頭用地 33ha (うち19ha 既設) [既定計画の変更計画]

(玉島ハーバーアイランド4号埠頭)

水深7.5m 岸壁4バース 延長520m

[既設] TH41C～TH44C

埠頭用地 16ha [既設]

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

[効率的な運営を特に促進する区域]

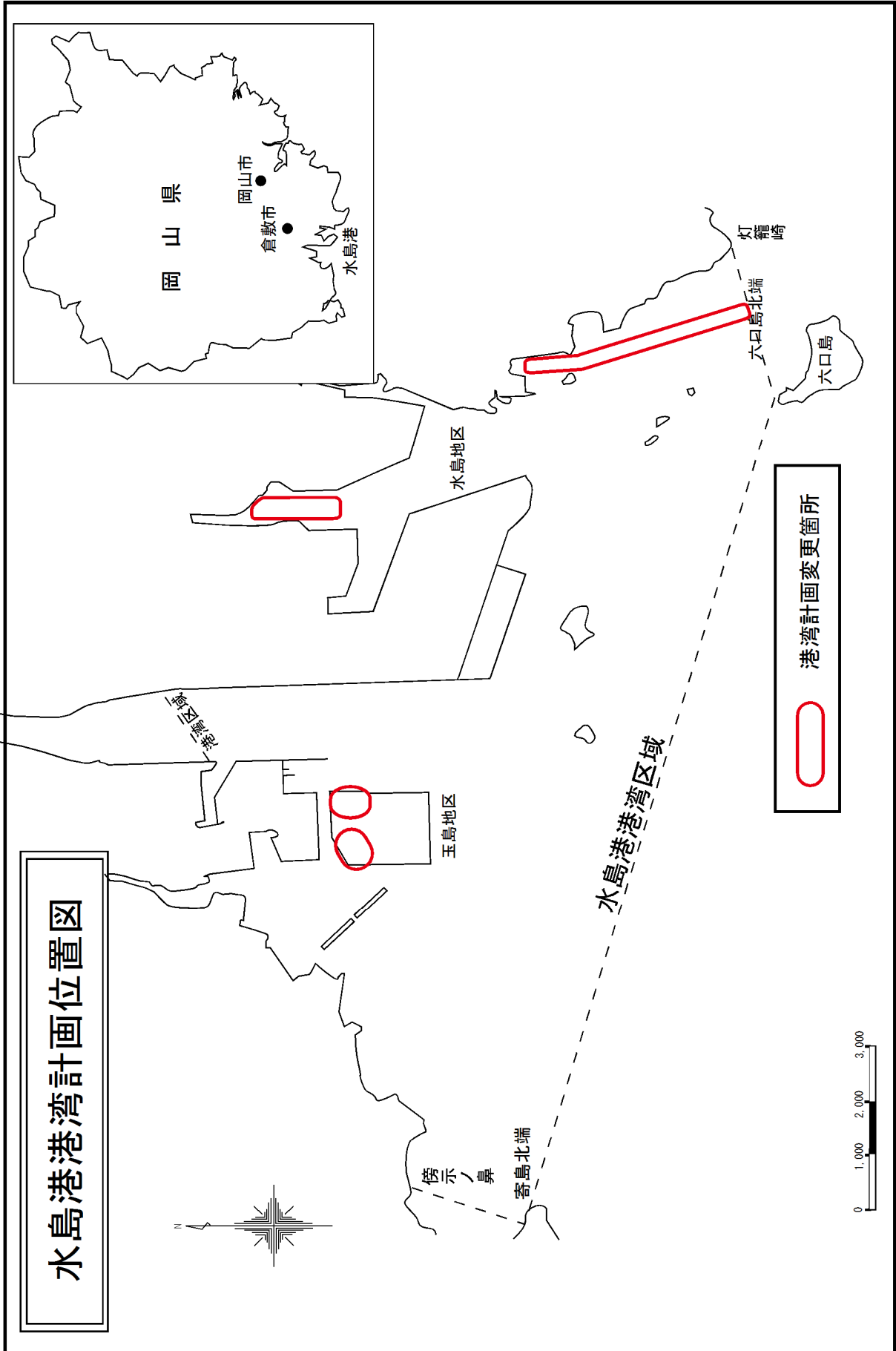
玉島地区

水深12m 岸壁1バース 延長240m [既定計画] KC13C

水深10m 岸壁2バース 延長340m [既設] KC11C、KC12C

埠頭用地 23ha (うち荷捌施設用地及び保管施設用地)

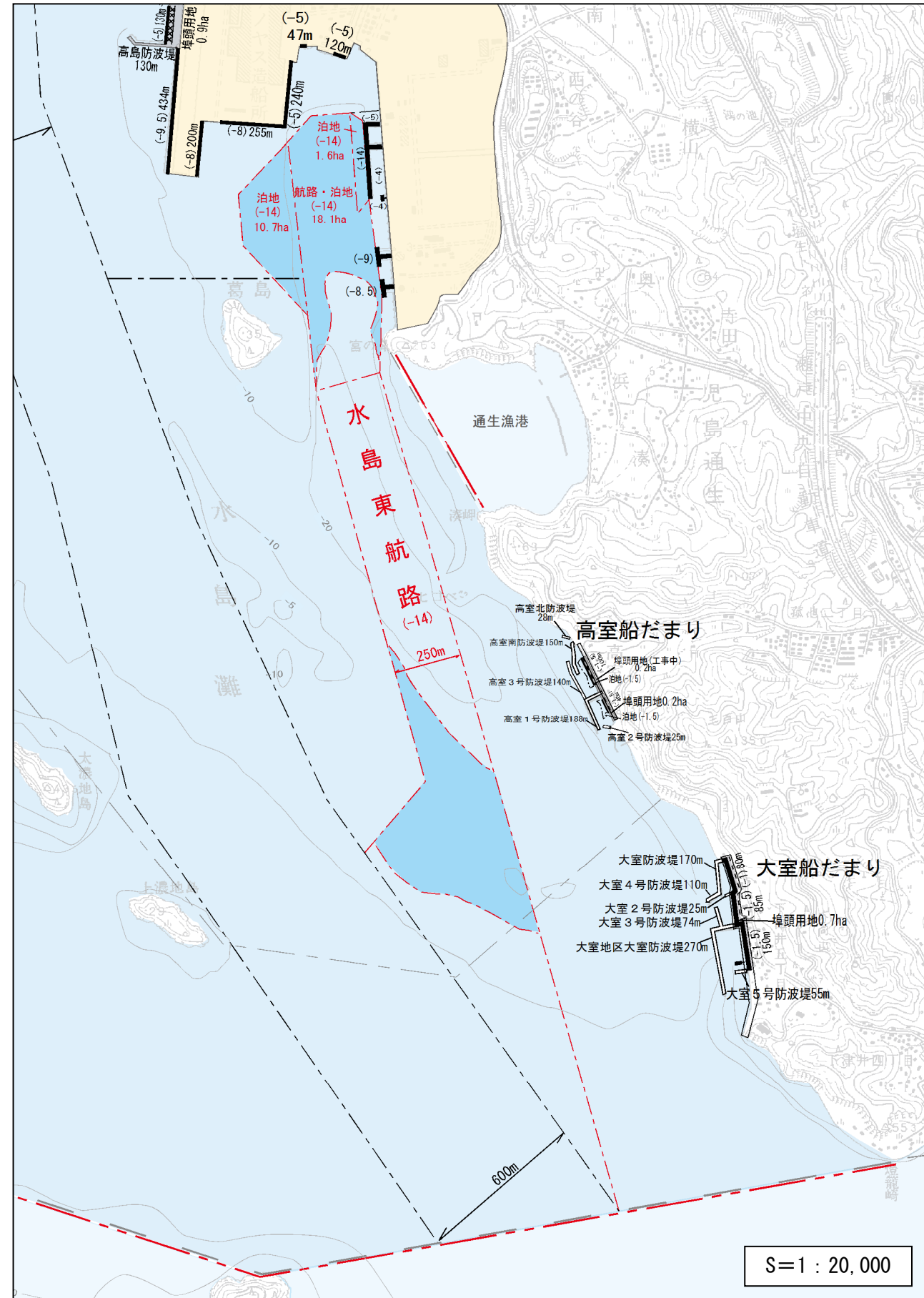
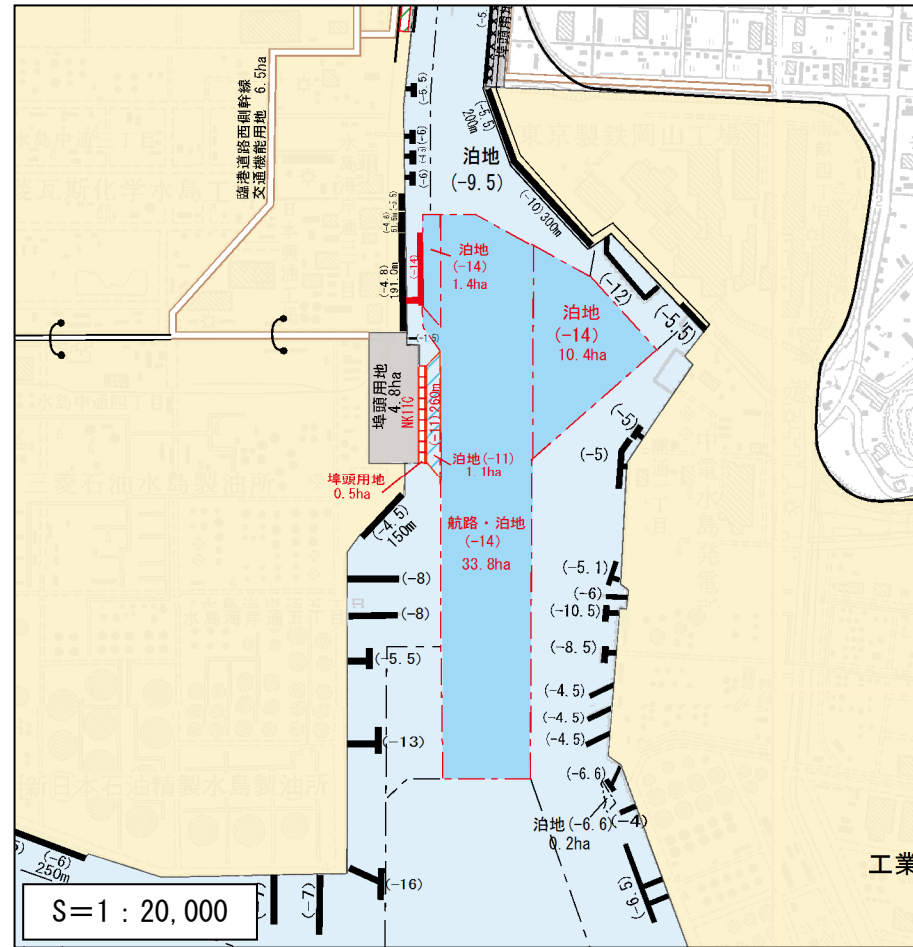
(うち19ha 既設) [既定計画]



水島港港湾計画位置図

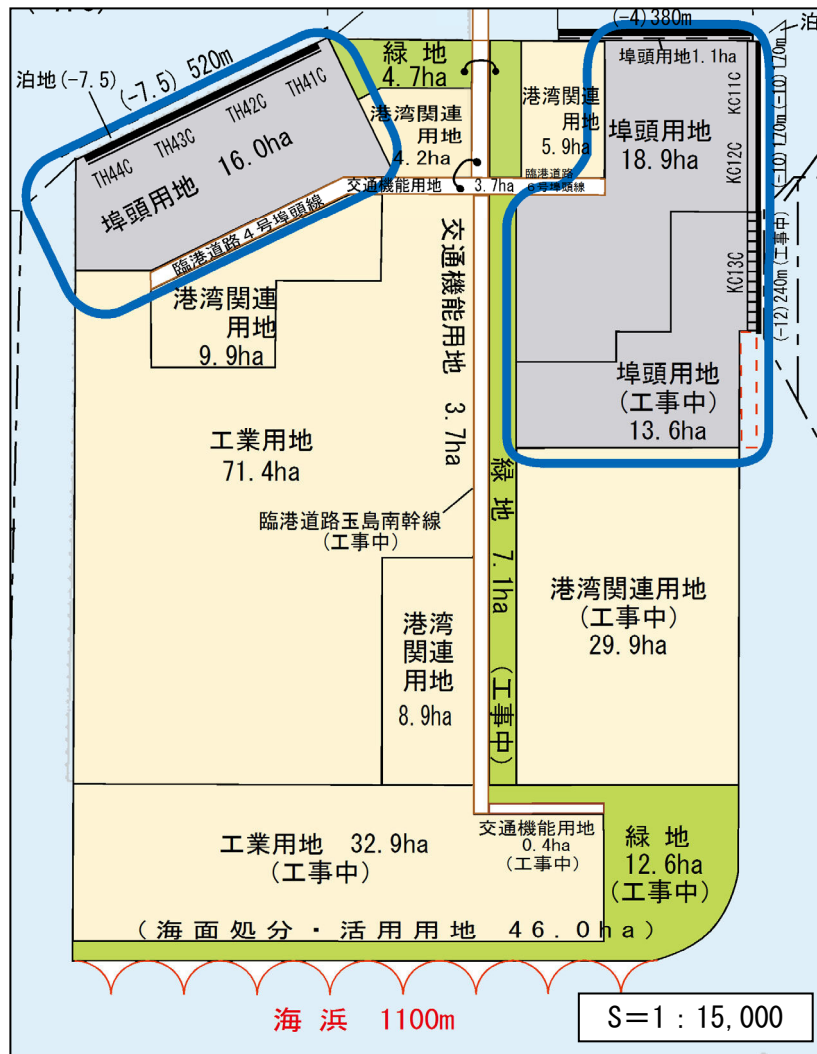


# 水島港港湾計画図



凡 例	
	浚渫を伴う (計 画)
	航 路 ・ 泊 地 (既定計画)
	(既 設)
	外 郭 施 設 (既 設)
	公 共 岸 壁 (既 設)
	公 共 耐 震 強 化 岸 壁 (既定計画)
	物 資 補 給 岸 壁 (既 設)
	公 共 物 揚 場 (既 設)
	専 用 岸 壁 (既 設)
	ド ル フ ィ ン (計 画)
	小 型 さ ん 橋 (既 設)
	埠 頭 用 地 (既定計画)
	埠 頭 用 地 (既 設)
	臨 港 道 路 (既 設)
	そ の 他 道 路 (既 設)
	そ の 他 の 用 地 (既 設)
	海 岸 保 全 ラ イ ン (参 考)

# 水島港港湾計画図



## 凡 例

	航 路 ・ 泊 地 (既 設)
	公 共 岸 壁 (既 設)
	公 共 耐 震 強 化 岸 壁 (既 設)
	公 共 物 揚 場 (既 設)
	海 浜 (既 定 計 画)
	埠 頭 用 地 (既 設)
	緑 地 (既 設)
	臨 港 道 路 (既 設)
	そ の 他 の 用 地 (既 設)
	効 率 的 な 運 営 を 特 に 促 進 す る 区 域 (港 湾 運 営 会 社)
	将 来 構 想